

公 募

令和 7 年 9 月 2 5 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構

水産技術研究所管理部門神栖拠点長 高橋 秀行

下記の物品を調達する予定があるため、当該物品を製作できる者を公募します。応募される方は、本公募内容を了承のうえ、下記によりご応募下さい。

記

1. 件 名 生簀養殖魚尾数計測システム用ソフトウェア製作
2. 募集内容 下記3の調達内容を満たす製作が可能な者
3. 調達内容
 - (1) 調達物品及び数量 別紙「製作仕様書」のとおり
 - (2) 調達物品の仕様 別紙「製作仕様書」のとおり
 - (3) 納入期限 令和 7 年 1 1 月 2 1 日
 - (4) 納入場所 茨城県神栖市波崎 7 6 2 0 - 7
国立研究開発法人水産研究・教育機構 神栖庁舎
4. 応募資格
 - (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 令和7・8・9年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「物品の販売契約」に格付けされている者であること。
 - (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
5. 提出書類
 - ① 応募申込書（別紙様式）
 - ② 国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写し
 - ③ その他参考となる資料
6. 書類の提出場所等
 - (1) 提出期限 令和 7 年 1 0 月 9 日 1 7 時

(2) 提出場所及び問い合わせ先

〒314-0408 茨城県神栖市波崎7620-7

国立研究開発法人水産研究・教育機構

水産技術研究所管理部門神栖拠点管理チーム

TEL 0479-44-5932

FAX 0479-44-1875

上記5の提出書類を直接又は郵送により提出すること。（郵送の場合は、提出期限までに到着するよう提出すること。）

7. 質疑等

質疑がある場合には、令和7年10月2日までに上記6. あてにファックス又はメール（メールの場合はアドレス照会のこと。）にて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は当該質疑のあった者に行うとともに当機構のホームページにて公表する。なお、当該日以降に質疑があった場合も随時受け付け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

8. 応募結果の公表等

応募の結果は、当機構のホームページで公表する。

なお、上記3及び4の要件を満たす応募が一者の場合には、当該者との随意契約に移行するものとする。

また、応募が複数ある場合には、一般競争入札に移行するものとする。その場合には、別途、公告する。

9. その他

提出書類の作成・応募等に係る一切の経費は応募者の負担とし、提出した書類は返却しないものとする。

また、応募者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

10. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等^{※注1}として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること^{※注2}

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を

有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

11. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

本公募の結果、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

製作仕様書

1. 品 名 生簀養殖魚尾数計測システム用ソフトウェア製作
2. 製作目的 本製作は、当所所有の生簀養殖魚尾数計測システム（一般社団法人 ACMS コンソーシアム製 音響カーテン方式生簀養殖魚尾数計測システム）で取得したデータを解析するソフトウェアを製作する。
3. 納入場所 茨城県神栖市波崎 7 6 2 0 - 7
国立研究開発法人水産研究・教育機構 神栖庁舎
4. 納入期限 令和 7 年 1 1 月 2 1 日
5. 製作仕様
生簀養殖魚尾数計測システム（一般社団法人 ACMS コンソーシアム製）のデータ解析処理ソフトとして以下の（１）（２）の機能を有し、オンライン操作できるソフトウェアを製作すること。
 - （１） 遊泳速度の時系列表示
養殖生簀（30mΦ）の養殖魚（ブリ）の遊泳速度をオンライン処理で下記項目を時系列的にモニタリング表示するソフトウェアを製作する。
 - 1-1. 魚（ブリ等）の遊泳速度の時系列プロットおよびヒストグラムをモニターに表示する。
 - 1-2. 上記 1-1 項のデータを 1 時間ごとに集計し、表示できること。また、ヒストグラムのビン幅を任意に設定できること。
 - 1-3. 時系列プロット時間幅を 12/24 時間で表示を切替えられること。
 - 1-4. 遊泳速度のデータ（日時、計測 ping 数、遊泳速度等）を CSV 形式ファイル等で逐次保存できること。
 - （２） 分布密度の変動表示
生簀養殖魚尾数計測システムのマルチ送受波ソナー部（15 チャンネル）では、魚（ブリ等）からの反射信号レベル（強度）をチャンネル毎に積算するが、その密度の総和をリアルタイムに表示するソフトウェアを製作すること。積算する密度の総和の積分層は可変とすること。
 - 2-1. 密度の総和の計算前に 1 チャンネルから 15 チャンネルの全てから得られる反射信号に対して往復分の距離減衰を補正するために、距離補正処理（TVG）機能を付加すること。
 - 2-2. 15 チャンネル全ての密度の総和に関し、縦軸を密度の総和、横軸を時間としたグラフをモニターに表示する機能を持つこと。
 - 2-3. 選択されたチャンネルの密度をモニターにグラフ表示できること。
 - 2-4. 密度のデータを CSV 形式ファイル等で逐次保存できること。
6. その他
 - （１） 本品の納入後、ソフトウェアの操作に関するマニュアル、インストーラの製作を行い、取扱説明を十分行うこと。
 - （２） 本品の実行に係る USB キーがある場合は 2 セット納入する。同様に取扱説明書を 2 部提出すること。

- (3) 本品の納入後、1 年以内に納入業者の瑕疵による欠陥が生じた場合は、契約業者の責任において修理すること。
- (4) 本仕様書の技術的内容及び知り得た情報に関しては、守秘義務を負うものとする。
- (5) 詳細については担当職員の指示に従うこと。